

大学生協東海友の会 会則

(目的)

第1条 本会は、大学生協の役職員として関わってきた者が、相互の連絡と交流、情報の交換を行い、もって相互の親睦を図り、且つ大学生協の運動と事業の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は「大学生協東海友の会」という。

(事業)

第3条 本会は、次の事業は次の通りとする。

1. 会員相互の交流と親睦を図るため、総会・懇親会などの諸行事
2. この会及び会員の情報を発信
3. その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の条件を満たした者をもって会員とする。

1. 東海地区の大学生協に勤務歴を有する役職員で大学生協を退職した者
但し、再雇用中の者も含む。
2. その他幹事会が認めた者

(会費)

第5条 新しく会員になろうとする者は、入会時に本会の運営と連絡諸費用のために以下の会費(終身会費)5000円を拠出することとする。

(総会)

第6条 本会は総会を2年に1回開催するものとする。総会への付議事項は以下の通りとする。
付議決議は出席者の過半数をもって議決する。

1. 毎事業年度の事業・決算報告
2. 毎事業年度の事業計画・予算計画
3. 会則の変更
4. 会の役員選出
5. その他幹事会において重要と認めた事項

(役員)

第7条 本会には次の役員をおく。

1. 代表幹事 1名
2. 幹事(会員以外で幹事を選ぶことができる) 7名以内
3. 会計監査 1名

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し再選は妨げない。

- 2 役員は任期満了後においても後任者の就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(幹事会)

第9条 幹事会はこの会の運営執行及び総会への付議事項を検討するものとする。

- 2 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集するものとする。
- 3 幹事の過半数が求められた場合
- 4 幹事会は年2回以上開催するものとする。

(会計監査)

第10条 会計監査は、毎事業年度1回以上この会の財産および事業執行の状況を監査するものとする。

- 2 会計監査は、前項の監査の結果を総会に報告するものとする。
- 3 会計監査は幹事会に出席して意見を述べることができるものとする。

(会計)

第11条 本会の運営経費は次により補うものとする。

1. 会員の会費
2. 賛助団体の年会費
3. 会の主催する諸企画への参加費
4. その他

(賛助団体)

第12条 賛助団体は、本会の運営に賛同する生協関連団体をいう。

- 2 年会費の額は 1口10,000円とし、1口以上を拠出することとする。
- 3 賛助団体の申し出がある場合は幹事会に諮る。

(事務所と事務局)

第13条 本会の事務所は名古屋市昭和区山手通二丁目16-1 大学生協事業連合東海地区（以下、「事業連合東海地区」という）内に置く。

- 2 代表幹事は本会の事務処理をするために事業連合東海地区に事務局員の委嘱を依頼することができる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、3月1日から翌々年2月末日とする。

(雑則)

第15条 本会則に定めるものの他、必要な事項は幹事会の議決を経て代表幹事が決定するものとする。

- 2 会則の改廃は、幹事会の議を経て、会で行うものとする。

(施行日)

第16条 この会則は、2017年6月17日から施行する。

2017年6月17日 制定

2024年6月1日 改定

付則

初年度の事業年度は会の発足の日より翌2月末日とする。